



議員提出議案第 五 号

老齡者医療保障制度の抜本改革に関する意見書の提出について
右事件について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和五十三年九月二十九日

提出者 三朝町議會議員 大丸 敦

賛成者 " " 名越 典由

" " 倉本 良人

" " 房安 丈夫

" " 足立 文夫

昭和五拾叁年九月廿九日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 積

高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書

医療保険各制度と公費負担制度の組み合わせによつて高齢者の医療を保障する現行制度は、医療保険の全般的な財政難、就中制度的に著しく多数の老人を抱える国民健康保険の負担の偏重と財政危機に直面して、今日既に行き詰まりの状態に立ち至つてゐる。

このままに放置すれば、崩壊の虞れなしとしない国民健康保険の財政難と、今後の高齢化社会における老人医療問題の重要性を思うとき、問題は極めて深刻であり、高齢者医療保障制度の改革は、最早、遷延を許されないものと断ぜざるを得ない。

本議会はかかる現状に鑑み、政府がかねて検討中のこの問題に早急な決断を下し、この際、全国民を対象として、高齢者の包括的医療の実現、並びに高齢化社会に対応し得る強力かつ安定した公平な財源制度の確立を内容とする高齢者医療保障の単一制度を創設し、昭和五十四年度中に実現することを強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十三年九月二十九日

意見書提出先

大藏省

(住所—東京都千代田区霞夕関三—一一一—
一一〇〇)

大藏大臣 村山達雄

政務次官 稲村利幸

井上吉夫

事務次官 大倉真隆

主計局長 長岡実

次長 禿河徹映

主計官 安原正

厚生省

(住所—東京都千代田区霞ヶ関一—二—二—千一〇〇)

厚生大臣 小 沢 辰 男

政務次官 戸 井 田 三 郎

事務次官 翁 久 次 郎

官 房 長 山 下 真 臣

社会局長 八 木 哲 夫

保険局長 石 野 清 治